

第192回

近畿地方交通審議会
神戸船員部会議事録

令和6年9月26日

神戸運輸監理部

[第192回 近畿地方交通審議会 神戸船員部会議事録]

1. 日 時 令和6年9月26日(木) 15時30分から
2. 場 所 神戸運輸監理部 調停室
3. 出席者
(公益委員) 奥見部会長、櫻庭委員(ウェブ)、湊委員(欠)、石黒委員
(労働者委員) 浦委員、和田委員、中野委員
(使用者委員) 南委員、加藤委員(欠)、山中委員
(運輸監理部) 岡村海事振興部長、土谷海事振興部次長
熊澤海上安全環境部調整官(欠)
(事務局) 中江船員労政課長、江川船員職業安定係長
4. 議 事
 - (1) 管内の雇用状況等について
 - (2) 船員に関する特定賃金の改正
 - (3) その他
5. 閉 会

[議 事 概 要]

海事振興部次長

定刻となりましたので、第192回近畿地方交通審議会神戸船員部会を開催します。部会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

部会長

皆様、本日も簡潔な議事運営にご協力をお願いします。

それでは、事務局から委員の出欠状況及び資料の確認をお願いします。

海事振興部次長

本日は、公益委員1名と、使用者委員1名が所用により欠席されておりますが、Webでご出席いただいている公益委員1名も含め、運営規則に定める公労使委員各1名以上、並びに全委員の過半数出席を満たしておりますので、本部会は有効に成立していますことをご報告いたします。

続きまして、配付資料のご確認をお願いいたします。

- ・ 議事次第
- ・ 資料1 「第191回近畿地方交通審議会 神戸船員部会 議事録（案）」
- ・ 資料2 「神戸管内船員職業紹介等実績（8月分）」
- ・ 資料3 「全国版船員職業紹介実績一覧表（7月分）」
- ・ 船員最低賃金関係資料
- ・ 神戸船員部会情報

本日の資料は以上ですが、過不足等はございませんでしょうか。

部会長

それでは、議事に入ります。

最初に、第191回船員部会の議事録の承認について、お諮りします。

お手元に配付されています資料1の議事録をご確認ください。案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

部会長

異議なしということで、承認されたものといたします。

続きまして、議題(1)の「管内の雇用状況等について」について、船員労政課長から説明をお願いします。

船員労政課長

それでは、資料2に基づき、神戸管内の船員の雇用状況等について簡単にご説明いたします。

8月期の新規求人件数は46件で、前月差+12件、前年同月差±0件、月間有効求人件数は110件で、前月差+28件、前年同月差+4件でした。

新規求職件数は8件で、前月差+4件、前年同月差▲7件、月間有効求職件数は14件で、前月差▲4件、前年同月差▲24件でした。

ちなみに、新規求職者の平均年齢は48.4歳、月末有効求職者の最高年齢は65歳で、8月に求職された方です。

次に、求人側から見た成立件数は1件、求職側から見た成立件数は2件でした。詳細は、4ページにあります管内取扱求人者の成立一覧表をご覧ください。

次に8月の月間有効求人倍率は7.86倍で、前月比+3.30ポイント、前年同月比では+5.07ポイントでした。

今回、月間有効求人倍率が高くなっていることについて、少し補足説明いたします。

先ほどもご説明しましたが、8月は、新規求人46件、前月差+12件と割と大きく増えたのに対し、新規求職数は8件、前月が4件、さらに前々月が6件と3ヶ月連続で一桁だったことが月間有効求人数・求職者数のそれぞれに影響したものと考えられます。

ちなみに平成24年1月以降における神戸管内月間有効求人倍率のランキングは、1位が、今回、令和6年8月の7.86倍、2位が令和5年12月の5.53倍、3位が令和6年7月の4.56倍となっております。

また、参考までに近畿運輸局の8月の月間有効求人倍率は6.15倍とこちらも比較的高くなっており、昨年においては、8倍超えが2回ありました。

続いてページ数2ページ目、管内の求人・求職・成立数の内訳をご覧ください。

新規求人46件の内訳をご報告します。

職員が39件、部員が7件、船種別では、タンカー船、LPG船、セメント船、ケミカル船、ガット船を含む貨物船が35件、フェリーを含む旅客船が4件、作業船、練習船を含むその他船舶が7件でした。

甲機別では、甲板部の求人が31件、機関部の求人が14件、事務部の求人が1件でした。

次に、新規求職者8名の内訳をご報告します。

職員が5名、部員が3名、船種別では、ケミカル船、自動車運搬を含む貨物船が5名、旅客船が1名、交通船を含むその他船舶を希望する方が2名でした。

甲機別では、甲板部が5名、機関部は2名、事務部（司厨）が1名、年齢構成としては、30歳未満が1名、30歳代が1名、40歳代が2名、50歳代が2名、60歳以上は2名でした。

続きまして、次のページにある新規求職者年代別離職理由をご覧ください。

求職者の離職理由のうち、本人都合は2名、会社都合が1名、乗船中が3名、その他の方が2名おられました。

5ページにある紹介状況につきましては、後ほどご覧ください。

10ページ、資料2の最後です。

雇用保険失業等給付について、前月末現在の受給者は、なし、8月中の新規受給者もなしで、下段にかかる支給もありませんでした。

次に、資料3をご覧ください。

こちらは、本省海事局が取りまとめた全国の船員職業紹介実績一覧表になります。

全国の船員の7月分の実績は、新規求人件数が1,326件、新規求職件数が200件、有効求人倍率は4.97倍で、前月比+0.42ポイントでした。

簡単ではありますが、説明は以上になります。

部会長

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いします。

労働者委員

先ほど、初めに（有効求人倍率が）7倍以上とありましたが、求職者は大きく変わらず、求人が多く出たということでした。全国の平均はまだこのグラフに出てないですけど、全国的なのか、関西だけなのか。要はあまりにも高過ぎるということです。全国値を見れば平均がわかりますが、これからもこの倍率がずっと続くとは考えにくい。今回、求人の多い会社がどういう会社か、分かる範囲で教えて貰いたい。

船員労政課長

先月も労働者委員からご質問いただいたように、一度に複数の職種・人数を求人される会社が8月は数社見受けられたこと、また月間有効求人数の対象から外れた5月の求人数が16件に対し、新たに対象となった8月の求人数が46件と多かったこと、加えて月間有効求職者数については、新たに対象となった8月及び7・6月の求職者数がいずれも一桁だったこと等が原因と考えられます。

労働者委員

このグラフで言えば、一月遅れで全国の数値が分かるわけですね。

船員労政課長

全国における8月の数値は、来月になります。

部会長

ほかにはないでしょうか、よろしいですか。

(なし)

部会長

ほかにないようでしたら、議題（２）「船員に関する特定賃金の改正」について、事務局から説明をお願いします。

海事振興部次長

では、船員に関する特定賃金の改正について、最初に現在の状況を、お手元の船員最低賃金関係資料をご覧くださいながらご説明いたします。

まず、神戸管内の船員最低賃金部会の開催日程につきましては、皆様のご都合をお聞きし調整した結果が、資料の日程案となっております。１回で結論が出なかった場合のために、第２回目開催日まで確保させていただいています。皆様、迅速な日程調整にご協力いただきまして、ありがとうございます。

メールでもご連絡いたしましたとおり、神戸管内の船員最低賃金改正に係る意見聴取の公示が９月６日付で官報に掲載され、締切日までに全日本海員組合関西地方支部長様から、神戸・沖合底びき網漁業に係る内容の意見書提出１件がございましたことを報告いたします。また、中央と各地方局の諮問日時の状況をまとめたものも２枚目におつけしておりますので、ご参考までにご覧ください。

続きまして、神戸船員部会長の選出について、今後の最賃部会の事務手続に影響することありますので、ここでご説明させていただきます。

既にお知らせしておりますとおり、部会長は今回の船員部会を最後に、近畿地交審委員並びに神戸船員部会委員をご退任されます。後任の公益委員の就任手続を並行して進めてきておりましたので、９月３０日付で退任され、１０月１日付で新委員が就任されることとなり、公益委員の４名が維持される状況です。

一方で同時期に、最低賃金専門部会の臨時委員の指名と同専門部会の開催の通知を船員部会長の権限で速やかに行う必要がございます。

神戸船員部会の部会長は、神戸船員部会運営規則第３条に基づき、部会に属する公益委員のうちから互選により選任となっておりますので、これまでは、部会長退任後の最初の船員部会の場で、各公益委員のご意見を伺って、部会長の選任を行ってきております。

ですが、この方法では、次回１０月２４日の船員部会まで新部会長を選任することができないことになり、同規則第１１条第５項に基づく最低賃金専門部会の臨時委員の指名手続を迅速に行うことができなくなります。そのため、新部会長の選任について、事前に各公益委員の皆様にご意見をお伺いしておりましたところ、現公益委員にてあらかじめ立候補や推薦のご意向を確認して、新部会長を互選し、９月の船員部会の場で新しい部会長を確定しておく、１０月１日以降に新たな公益委員が就任されましたら事務局からその流れを説明いたしまして、新委員のご意見を確

認し、特段の異論がなければ、引き続き新部会長を務めていただく形にまとまりました。

また、各公益委員の皆様からは渕委員を推薦するご意見があり、このことについて、渕委員にもお伝えし、ご内諾をいただいております。

以上のことから、神戸の最低賃金部会の事務手続を速やかに且つ円滑に進めるために、今回については、後任の船員部会長を本日この場で確定していただきたいと思っております。

以上です。

部会長

ただいまの事務局からの報告について、使用者委員と労働者委員の皆様はいかがでしょうか。

(異議なし)

部会長

また、事前の公益委員の互選により、渕委員が推薦されていることについて、渕委員は本日欠席されていますが、推薦を受諾される意向であったことを事務局が確認していますが、何かご意見等があれば、お願いします。

(異議なし)

部会長

異議等がないようでしたら、公益委員の互選の結果として、新部会長は渕委員とします。事務局は、このことを渕委員に報告してください。また、10月1日以降には、新たな公益委員に今回のことについて説明し、確認をした内容を部会委員全員に報告してください。

部会長

ほかにないようでしたら、議題(3)その他に移ります。

委員の皆様から何かございましたら、ご発言をお願いします。

公益委員の方、いかがですか。

(公益委員なし)

部会長

労働者委員は、いかがでしょうか。

労働者委員

報告事項があります。全日本海員組合の第85回定期全国大会につきましては、本年10月30日より11月1日まで東京の会員福祉研修会館、マリナーズコート東京になりますけど、実施が決定しておりますので、その旨、この場を借りてご報告をさしあげたいと思います。よろしくお願ひします。

部会長

使用者委員は、いかがでしょうか。

(使用者委員なし)

部会長

行政は、いかがでしょうか。

海事振興部次長

前回の部会において労働者委員から、FOC・POCキャンペーンに係る情報の対応に関するご意見と、作業用救命衣に関するご質問についていただいておりますので、船員労政課長からご回答いたします。

船員労政課長

前回、ご質問いただいた2点につきまして、本日、海上安全環境部調整官が不在のため、海上安全環境部より預かっております回答を、私の方からご説明させていただきます。

1点目、本船舷梯の巻き上げに関するご質問に対する回答です。

・本船の舷梯巻き上げについて

舷梯の巻き上げ行為については、本船の係留保船やセキュリティーシステムに関連していることで、PSCでは、この行為をもって不適合とは言えませんし、このことをもってPSCの対象船舶とはなりません。

・PSC情報（出動要請書）について

PSC情報（出動要請）につきまして、今回要請のあった内容については、MLCに基づいたPSCの検査対象項目とはならないため、これまでと同様の情報提供として取り扱っており、特段の回答はしていないことをご理解ください。

いずれにしましても、船員からの苦情、PSCの検査対象船舶となり得るか等、何か不明な点等ございましたら、船員労政課、もしくは外国船舶監督官までいつでもご相談いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

2点目、作業用救命衣に関するご質問に対する回答です。

作業用救命衣については、総トン数20トン以上の船舶における船上作業（漁労作業や舷外作業）を行う場合は、作業用救命衣を着用しなければならないと船員労

働安全衛生規則にて定められており、船上における作業の際の救命胴衣として利用されています。

作業用救命衣の種類としては、ベスト式のほかに首かけ式、ベルト式のものも存在しており、固形式と膨張式があります。

作業用救命衣の適合要件は、船舶設備規定第311条の20に基づき定められている型式承認試験基準に適合するもの（いわゆる桜マークがついたもの）とされており、その一部をご紹介します。

- ・軽量でかさばらず、かつ柔軟で着用者の身体によくなじむ構造であること
- ・着用した状態で足元の視界を著しく妨げず、かつ作業を行うのに支障がないものであること
- ・誤った方法で着用されないよう作られたものであること
- ・水中において顔面を水面上に支持できるものであること
- ・見やすい色のものであること

などとなっております。

膨張式の追加要件としては、次のとおりです。

- ・人体に対して無害な気体を使用して、没水することにより速やかに、かつ自動的に膨張するものであって、雨、波しぶき等により膨張しないものであること
- ・着用した状態で、口で充気できる吸気口が取り付けられていること
- ・充填装置は適当に保護されていること

となっております。

作業用救命衣を船舶で使用する場合は、船舶安全法第6条の5に基づく検査が求められており、多くの場合は型式承認品が使用されております。

私からの説明は以上となります。

部会長

ただいまの2点の回答につきまして、何かご意見等があれば、お願いします。

労働者委員

ちょっと教えてもらいたい、膨張式の救命胴衣、小型船ではオーケーだったと思うけど、大型船は桜マークで構わないのですよね。

今の説明だったら、全部で使えるような話になっていたのだけど、全部の海域で使えるのか。

海事振興部長

作業用救命衣の表示があれば膨張式でも作業用として使えます。法定備品である救命用とは別です。そちらはSOLASに基づく型式承認品で、退船時に使う救命胴衣はSOLAS条約で。

労働者委員

認められている。

海事振興部長

規定されています。例えば下を向いていても、自動的に上に向くような要件があります。

労働者委員

小型船舶は大丈夫ですか。

海事振興部長

小型船舶については、小型船舶用救命胴衣ですね。

労働者委員

膨張式でも認められる話。

小型船舶の膨張式でも、国交省が認めているんだよという表記があると思いますが、あれも桜マークに類似するものという捉え方でしょう。桜マークはついてないですよ、実質。国土交通省承認とか公認みたいな書き方していたと思うんです。

海事振興部長

いわゆる型式承認品ですね。

労働者委員

という話ですもんね。

海事振興部長

はい。

労働者委員

桜マークはついてないですね。

使用者委員

一緒じゃないですか、違う。

海事振興部長

型式承認番号と、

労働者委員

マークはついている。

海事振興部長

型式承認を受け検定に合格すれば桜マークが押されます。

労働者委員

すみません、理解できてないです。そこら辺がどうだったかな。

俗に言う桜マーク、実質、見てついているものについてないもの、国交省指定というのか、記載があったとの認識でした。理解不足ですみません。

部会長

事務局から、ほかにありますか。

海事振興部次長

では、先ほどの質問に対する回答がこれでよろしければ、私ばかりで申し訳ないですが、次にお手元の船員部会資料について、簡単に説明させていただきます。

現在募集中のパブコメが2件ございます。

1件目は、海上運送法施行規則の一部を改正する省令案になっており、安全統括監理官及び運航管理者の職務に関する詳細と、選任届出の記載事項に関する具体的な項目を定めようとするものでございます。

2件目は、船舶区画規定の一部を改正する省令案に関するもので、知床遊覧船事故を踏まえて、小型旅客船等の安全対策強化のために、船舶区画規定や船舶安全法施行規則、船舶救命設備及び小型船安全規則について所要の整備を行うためのものとなっております。

続きまして、本省海事局のプレスリリース3件と神戸運輸監理部のプレスを2件おつけしております。

本省プレスのうち、特に、改正海上運送法の改正内容解説に係るオンライン説明会につきましては、昨年も同様に本省主催による改正海上運送法の内容の説明及び質疑応答をオンラインで行うものです。このオンラインの説明会は、同じ内容を計4回行うのですが、そこに参加が難しい事業者様に対しては、対面の説明会を各地方運輸局主催で開催いたします。神戸運輸監理部では、近畿運輸局と共催で10月7日に大阪市内で開催することとしており、管内の全事業者様に8月末にご連絡し、現在、申込みの受付中でございます。

続きまして、神戸運輸監理部のプレスは、9月1日から開始している船員労働安全衛生月間のスタートに関するもので、今月末まで実施しております。もう一点が、8月25日に、船員労政課が神戸市港湾局や神戸海事広報協会及びジャンボフェリーとの共催による親子交流海洋教室を実施した報告になります。今回も参加者から

はご好評をいただいておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

また、令和7年度の海事局関係予算概算要求概要をご参考におつけしております。海事産業の競争力強化・生産性向上関連並びに海事分野のカーボンニュートラル推進関連等が、それぞれのトータル額では前年より倍増する内容となっております。

そのほかの資料は、毎回同様、主なスクラップ記事と7月の内航海運輸送動向、8月分の月例経済報告をおつけしております。

事務局からは、簡単ですが、以上です。

部会長

ただいま、事務局から船員部会情報の説明につきまして、委員の皆様から、ご意見等がありましたら、お願いします。

(なし)

部会長

特にございませつか。なければ、進行を事務局にお返しします。

海事振興部次長

部会長、議事進行、ありがとうございました。

部会長におかれましては、本日まで約10年の長きにわたり神戸船員部会をご牽引くださいます、深く感謝申し上げます。

ここで、部会メンバーを代表しまして、海事振興部長より、お礼の言葉を申し述べます。

海事振興部長

— お礼の言葉 —

部会長

— 挨拶 —

海事振興部次長

本当にありがとうございました。最後に、また貴重なご意見をうかがえたと思います。

では、本日の部会は以上となります。

次回の船員部会は10月24日木曜日で、10時半からこの場で開催します。日時が通常とはイレギュラーですので、お間違えのないようお願いいたします。

また、新部会長就任に係る先ほど確認しました事項につきましても、10月早々に事務局からメールにてご報告させていただきます。

では、本日の部会は、これで終了させていただきます。